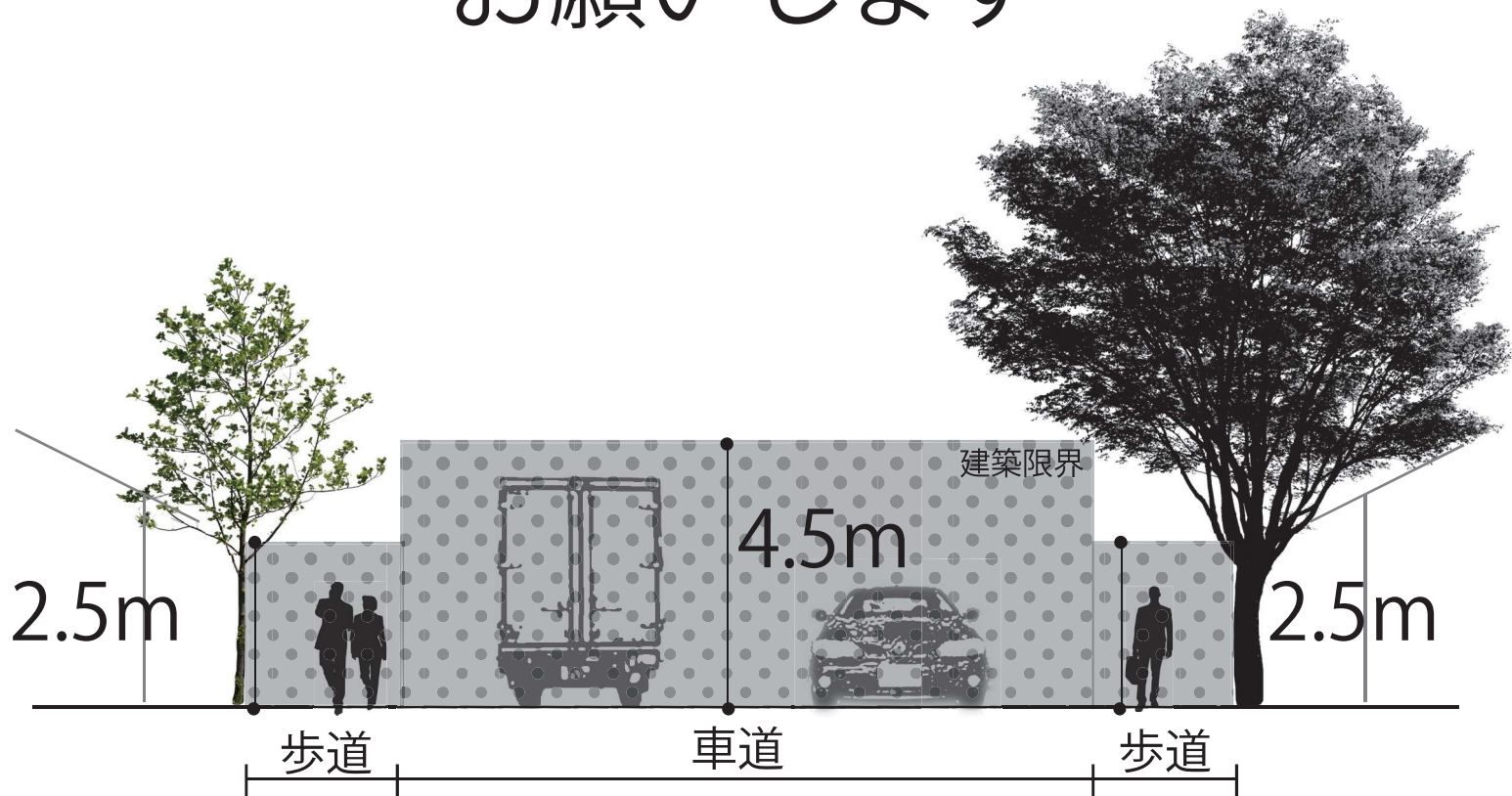


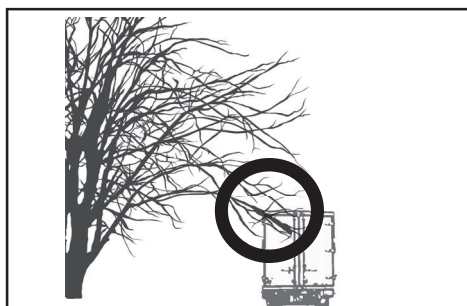
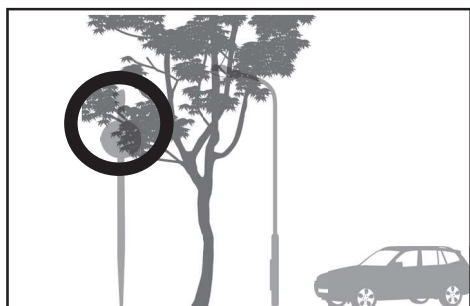
歩行者や通行車両が安全に通れるように 道路上にはみ出した枝の剪定を お願いします



建築限界とは、道路を安全に通行するため、一定の幅、一定の高さの範囲内に通行の障害となるものを設けてはならない区域です(道路構造令)。

次のような場合は、樹木の所有者の方が管理するようお願いいたします。

- ・道路標識やカーブミラーが見えにくい
- ・道路に枝が出ていて、車両の通行に支障がある
- ・歩道に枝が出ていて、歩行者の通行に支障がある



※ 特に歩行者や車両の通行に著しく障害となる場合、樹木の所有者の方は伐採または枝払いを行うようお願いいたします。
※ 植栽には成長途中のものや、景観上重要な樹木もあります。ご不明な点は、お問い合わせください。

お問い合わせ

小布施町役場 総務課危機管理係

TEL : 026-214-9209 (直通) FAX : 026-247-3113 E-mail : soumu@town.obuse.nagano.jp